

2027年1月より こどもNISA制度スタート!!



こどもNISAデビューで!!

伊予銀行オリジナル
みきやん★
ドロップシール
もれなくプレゼント!



期間限定

2026年10月1日(木)～2027年2月26日(金)

※無くなり次第終了いたします。

※画像はイメージです

3ステップでシールプレゼント

ステップ
1

かんたん
エントリー



ステップ
2

2027年
こどもNISA制度
スタート!

2027年1月4日～
窓口にて受付開始

こどもNISA
口座開設

ステップ
3

その場で

ドロップシール
プレゼント!!



愛媛県イメージアップキャラクター みきやん
愛媛県 ダークみきやん
愛媛県 こみきやん
愛媛県 こダークみきやん
許諾番号808033



伊予銀行

商号等：株式会社伊予銀行(登録金融機関)
登録番号：四国財務局長(登金)第2号
加入協会：日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

(発行日:2026年9月24日)

こどもNISAとは？

こどもNISAは0～17歳の未成年者を対象とした非課税制度です。
教育資金など長期的な資産形成を支援するため、2027年1月より開始されます！

	つみたて投資枠		成長投資枠
対 象 年 齢	0～17歳	18歳以上	18歳以上
年 間 投 資 枠	60万円	120万円	240万円
非 課 税 保 有 限 度 額	600万円	自動的に移行 1,800万円	1,200万円(内数)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等
運 用 管 理	一定の要件※の下、12歳以降は払出しが可	制限なし	制限なし

※資金の使途が子のためのものであり、子が払い出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等(口座管理者)が申出書を金融機関に提出する。

投資信託に関するご留意事項

- 投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。また、投資元本および収益分配金が保証された商品ではありません。
- 証券取引口座(銀行口座)で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資するため、信託財産に組み入れられた株価や債券価格の変動、金利変動、外貨建資産に投資している場合には為替相場の変動などにより、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。価格変動要因については、取扱店にお問い合わせのうえ、ご確認ください。
- 投資信託の運用による収益および損失は、すべてお客さまに帰属します。
- 投資信託には、購入時手数料【約定金額に対し最高3.85%〈税込〉】ならびに解約時の信託財産留保額【解約時の基準価額に対し最高0.5%】が必要となり、保有期間中は運用管理費用(信託報酬)【純資産総額に対し最高2.42%〈税込〉】、監査費用、売買委託手数料、組入資産の保管等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。※当該費用の合計額については購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
- 投資信託には、クーリング・オフの適用はありません。
- 投資信託をご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、お客さまの判断でお願いください。
- 投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面は当行の本・支店等にご用意しております。

こどもNISAに関するご留意事項

- こどもNISAでは、年間投資枠(60万円)と非課税保有限度額(600万円)の範囲内で買付した投資信託から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税となります。
- こどもNISA口座は、通常の課税口座(特定口座等)と異なり、金融機関を重複しての開設が認められず、一人一口座(一金融機関)しか開設できません。また、成人後のNISA口座とは異なり、金融機関の変更は認められません。
- 運用管理者は法定代理人(親権者)に限られます。
- 口座開設者本人がその年の3月31日において12歳未満である場合、災害、疾病等のやむを得ない事由を除き払い出しは認められません。
- 口座開設者本人がその年の3月31日において12歳である年以降からその年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までの間は、口座開設者本人の教育費や生活費に充ててを金融機関等に届け出た場合の一定要件下で払い出しが可能です。
- 口座開設者本人が未成年者(制限行為能力者)である間の払い出しは口座開設者本人の法定代理人が手続きを行う必要があります。
- 18歳未満の口座開設者本人がその年の1月1日において18歳の年を迎えると、自動的に成人後のNISA口座へ移行します。
- 買付可能な商品は、当行で取扱う長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。
- こどもNISA口座では積立投信契約に基づき、定額かつ継続的な方法により対象商品の買付が行われます。
- こどもNISA口座で譲渡損失が発生した場合、その譲渡損失はなかったものとみなされます。そのため、こどもNISA口座の譲渡損失と課税口座(特定口座等)での譲渡益や配当等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除を行うこともできません。
- こどもNISA口座で購入した商品を売却した場合、当該売却した商品の簿価分の非課税投資枠を、その翌年以降に年間投資枠の範囲内で再利用することができます。
- 短期間に金融商品の買換え(乗換え)を行う、または投資信託で高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法は、NISA制度を十分に利用できない場合があります。
- こどもNISAに関しては作成時点における法令等を基に作成しており将来予告なく変更されることがあります。
- 本留意事項は、こどもNISAに関する全ての情報を網羅したものではありません。詳しくは、伊予銀行ホームページ「こどもNISAに関するご留意事項」をご確認ください。

キャンペーンに関するご留意事項

- キャンペーン期間内に以下の条件を満たしたお客さまにもれなくその場で伊予銀行オリジナルみきやんどロップシールを進呈します。
 - ①所定のエントリーフォームからエントリー
 - ②こどもNISA口座を開設
- 本キャンペーンは2027年1月1日時点で18歳未満の個人のお客さまのみご利用いただけます。
- 本キャンペーンはキャンペーン期間内でも伊予銀行オリジナルみきやんどロップシールが無くなり次第終了する場合があります。
- いよぎんSMART Plusなど一部の店舗ではこどもNISA口座の開設がお受付できません。事前にご来店予定の店舗へお問い合わせください。

本件に関するお問い合わせ先【いよぎん投信デスク】



0120-75-1444

受付時間

9:00～17:00
(銀行休業日は除きます)